



# 閣議決定された「小規模企業振興基本法案」のポイント

中西 雅明

## ポイント

- 2014年3月7日に閣議決定され、今国会で成立が見込まれる小規模企業振興基本法案では、小規模企業振興の基本原則に、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」が定められている。
- 法案には、国・地方公共団体・小規模企業支援機関等関係者相互の連携および協力や、小規模企業施策の体系を示す基本計画の策定および国会への報告等が盛り込まれている。
- 国が小規模企業に行う基本的施策には、「需要に応じたビジネスモデルの再構築」「多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出」「地域のブランド化・にぎわいの創出」等があげられている。

## 1. はじめに

戦後の中小企業政策をひも解くと、政府は1948年に中小企業庁を設立し、中小企業概念を規定した。1963年に中小企業基本法を制定し、本格的な中小企業政策体系を整えた。1999年には、基本理念の転換を含む中小企業基本法の抜本改正を実施した。その後、最近になって、1999年の改正であまり焦点があてられていなかった小規模企業対策に重点をおいた議論を進め、2013年に中小企業基本法を改正し、現在に至る。

## 2. 小規模企業振興基本法案の経緯

民主党政権下だった12年3月、当時の枝野幸男経済産業大臣のイニシアチブにより、中小企業・小規模事業者の現状と課題等を議論するために、「ちいさな企業」未来会議 第1回総会が開催された(図表1)。

同会議は、岡村正日本商工会議所会頭(当時)を共同議長として、約200人の参加者と共に活発な議論を展開した。その後、個別テーマのワ

ーキンググループや地方会議(約30か所)などが開催された。

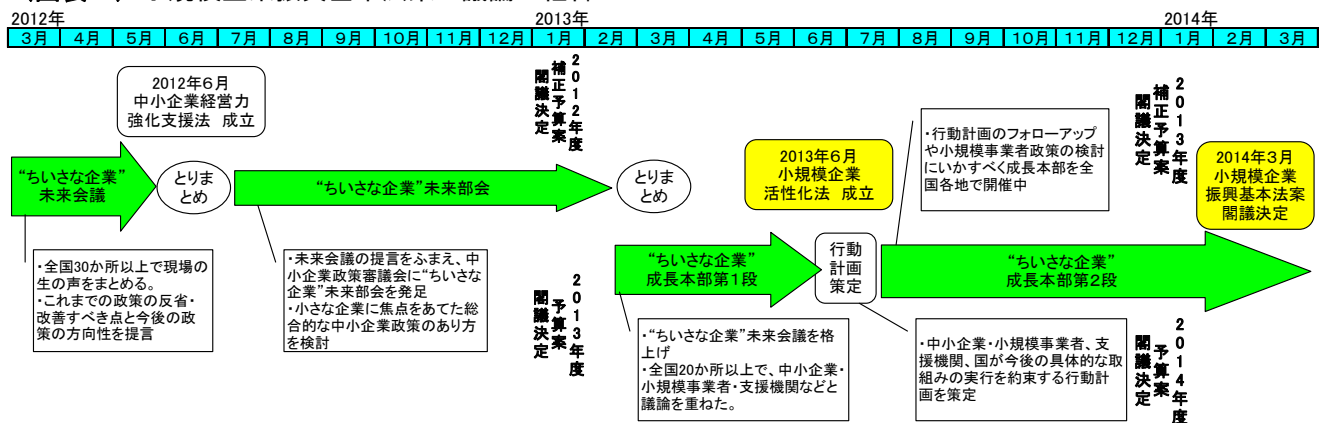
12年6月、第2回総会にて意見を取りまとめた際に、これまでの中小企業政策の評価(反省)として、「これまでの中小企業政策は、①中小企業の中でも比較的大きな企業(中規模企業)などに焦点があてられがちである、②必ずしも小規模企業にしっかりと焦点をあてた政策体系となっていない、③既存の支援施策(補助金等)も小規模企業が活用しやすい制度・運用となっていない場合がある。」といった点が指摘された。

こうした指摘を受け、小規模企業活性化を軸とした、中小企業政策の制度改革を目指した関連法律の改正が検討されることとなった。

中小企業庁の中小企業政策審議会「ちいさな企業」未来部会および法制検討ワーキンググループでの数回の議論を経て、中小企業基本法の改正を含む小規模企業活性化法が取りまとめられ、13年6月に成立した。

この小規模企業活性化法成立に引き続き、政

(図表1) 小規模企業振興基本法案の議論の経緯



(備考) 経済産業省「第19回 中小企業政策審議会(14年2月) 配布資料」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

府は、小規模企業の振興をはかるための政策のあり方について審議を行った。

14年2月、中小企業庁の中小企業政策審議会は小規模企業基本政策小委員会報告書(案)をとりまとめ、3月7日、小規模企業振興基本法案が閣議決定されるに至った。

### 3. 小規模企業振興基本法案のポイント

13年に改正した中小企業基本法では、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を定めていた。今般の小規模企業振興基本法案は、この考えを一歩すすめて、小規模事業者を中心にすえた新たな施策の体系構築を目指している。

中小企業庁の政策審議会などでは、小規模事業者の役割を「国内外の新たな需要の開拓」「創業等を通じた個人の能力の発揮」「地域経済への貢献」と定義し、それぞれの特徴と課題について活発に議論してきた。

また、小規模事業者の振興には、「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」を原則とした政策体系が必要であると指摘していた。

さらに、小規模事業者に対するサポートを全国的に実施するため、商工会および商工会議所を活用する必要性を示してきた。

これらの議論を受け、14年3月に閣議決定された小規模企業振興基本法案では、小規模企業の活力が最大限に発揮されるために、国などが行う小規模企業の振興の基本原則に、小規模企業の事業の持続的な発展を図ること(第3条)が盛り込まれた(図表2)。

#### (図表2) 小規模企業振興基本法案の概要

##### (1) 基本原則

- ①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること【第3条】
- ②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること【第4条】

##### (2) 各主体の責務

国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力【第9条】等

##### (3) 基本計画

小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定し、国会に報告【第13条】

##### (4) 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進【第14条、第15条】  
(国内外での販路開拓支援(IT活用支援等)、経営戦略策定支援等)
- ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進【第16条、第17条】  
(事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等)
- ③地域経済の活性化に資する事業の推進【第18条、第19条】  
(地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等)
- ④適切な支援体制の整備【第20条、第21条】  
(各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等)

また、かねてから連携不足が指摘されてきた国・地方公共団体などが、小規模企業の振興のために相互に協力することが定められた(第9条)。あわせて、政府は、小規模企業施策の体系をしめす5年間の基本計画を策定し、国会に報告することも求められた(第13条)。

小規模企業の課題としては、売上げの減少、人材不足による廃業の増加・開業の停滞、地域経済の活力の低下などがあげられる。このような課題に対し、国が小規模企業へ行う基本的施策として、①売上げの維持・拡大をめざす小規模企業のビジネスモデルの再構築(第15条)、②小規模企業に必要な人材の育成および確保(第17条)、③小規模企業が地域経済の活性化に貢献する事業の推進(第18条)などが定められた。

さらに、以前より小規模企業が補助金などを申請するにあたり、手続きが煩雑であるといった批判に対し、手続きの負担軽減が第21条に盛り込まれた。

あわせて、商工会・商工会議所による小規模事業者への経営支援の取組みを強化するために、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正案(小規模支援法案)も閣議決定されている。

小規模企業振興基本法案の施策を実現するため、政府の予算においては、13年度補正予算にて、ものづくり・商業・サービス補助金1,400億円などが計上されている。さらに、14年度一般会計予算においても様々な事業の予算が新

規計上されている（図表3）。

他の先進国と比較しても、わが国の財政が非常に厳しい中で、新規計上といった政府の対応は小規模企業への振興に対して本腰をいれていることの表れといえよう。

なお、中小企業庁のウェブサイトではそれぞれの事業（補助金など）の一覧がわかりやすく掲載されているので、あわせて参照願いたい（「公募状況一覧」参考URL「<http://www.chusho.meti.go.jp/24fyHosei/index.htm>」）。

330万を超える小規模事業者に対するサポートを行っていく商工会や商工会議所に求められる役割が大きくなっている。商工会や商工会議所の小規模事業者に対する支援は、記帳や税務指導のみならず、経営支援も含まれる。

小規模事業者にとっては、こうした施策や補助金などをうまく活用し、ビジネスチャンスを広げるとともに、信用金庫においても施策を取引先に紹介し、融資取引へつなげる工夫が求められるよう。

以上

#### 4. おわりに

今般の法案は、昨年に引き続き、小規模事業者に焦点をあてた中小企業政策の再構築が大きなテーマである。

（図表3）2014年度 小規模事業者関係予算案のポイント

#### 2014年度 小規模事業者関係予算案のポイント

※（ ）内は2013年度予算額

##### <小規模事業者の対応策>

###### ①ビジネスモデルの再構築

- 小規模事業者経営改善資金  
融資事業（マル経）  
40億円（36億円）

###### <参考：2013年度補正予算>

- 小規模事業者に焦点を当てた  
パッケージ型支援144.6億円
- ものづくり・商業・サービス  
補助金1,400億円

###### ②多様で新たな人材の活用

- 地域創業促進支援事業 7.5億円  
（新規）

###### <参考：2013年度補正予算>

- 創業促進補助金 44億円

###### ③地域ブランド化・にぎわい創出

- 小規模事業者JAPANブランド育成・  
地域産業資源活用支援事業14.6億円  
（新規）

- 中小企業・小規模事業者 連携促進  
支援事業 10.8億円（新規）
- 地域商業自立促進事業  
39億円（新規）

###### <参考：2013年度補正予算>

- 商店街活性化支援事業 225億円

##### <支援機関の対応策>

- 小規模事業者等人材・支援人材育成事業 4.7億円（新規）
- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 41.2億円（新規）

###### <参考：2013年度補正予算>

- 小規模事業者に焦点を当てたパッケージ型支援144.6億円の一部  
・小規模事業者統合データベース整備  
・認定支援機関の支援能力等向上

（備考）経済産業省資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成